

No. 119 (2009/03)

非係争条項と独占禁止法——マイクロソフト非係争条項事件 (審判審決平成 20 年 9 月 16 日審決集 55 巻登載予定、公取委 HP)

徳島大学 泉 克幸

1 はじめに

2008 年 9 月 16 日、公正取引委員会は被審人マイクロソフトコーポレーション（以下、「被審人」）に対し、審判審決を行った。本件の主たる争点は、被審人がウィンドウズシリーズの使用・販売をわが国のパソコン製造販売業者に対して許諾する際に、非係争条項（「NAP (Non Assertion of Patent) 条項」）を盛り込んだライセンス契約を締結していたことが、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法の一般指定（昭和 57 年公取委告示 15 号）第 13 項（不当な拘束条件付取引）に当たるかどうかであった。

本件審決は、ビジネスはもちろんのこと、教育機関や家庭においても今や必須アイテムとなったパソコンの基本ソフト（OS）市場で高いシェアを占めるウィンドウズに関するものであること、わが国におけるパソコン製造販売業者の大部分がライセンシーとして関与していること、知的財産権という現在最も注目されている市場に対し、わが国の競争政策を担当する公取委がメスを入れたものであること、などに照らすと、非常に意義深いものである。そこで、以下では本審決を紹介するとともに、若干の解説を加えることとする。

2 審決に至る経緯

3 争点に対する審査官および被審人の主張と審判官の判断

4 解説

5 正当化事由

(全 17 ページ)